

鹿児島市監査委員	松	元	幸	博
同	迫		貞	義
同	中	島	蔵	人
同	崎	元	ひろのり	

定期監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

記

1 監査対象局部課名

市民局市民文化部	地域振興課 文化振興課 市民課 国民健康保険課 東桜島支所
環境局環境部	環境政策課 再生可能エネルギー推進課 環境協働課
清掃部	北部清掃工場 南部清掃工場
健康福祉局谷山福祉部	福祉課 保護課 喜入保健福祉課
保健所	保健総務課 生活衛生課 食肉衛生検査所 保健環境試験所
経済局経済振興部	産業創出課 産業支援課
建設局都市計画部	区画整理課 吉野区画整理課 谷山都市整備課
建築部	建築指導課 住宅課
市立病院	経営管理課 医事課
船舶局	総務課 営業課 船舶運航課
教育委員会事務局管理部	文化財課 図書館

2 監査の期間

平成26年9月25日から同年11月27日まで

3 監査の対象事務事業

平成26年度（平成26年8月31日現在）の財務に関する事務等の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼にし、次の項目を中心に監査を行った。

あわせて、本市が事務局となっている補助金等交付団体についても対象とした。

(1) 収入事務

調定伺書（収入伝票）、現金領収帳、収入日計表等の収入事務の状況

(2) 支出事務

予算措置、予算執行、支出負担行為、履行確認、支払等の支出事務の状況（補助金等の交付事務、委託契約事務の状況については25年度事務を含む。）

(3) 物品会計事務

備品・物品出納の管理台帳等の整備、備品・物品の保管、在高の確認の状況

(4) 財産管理事務

土地、建物、工作物等の財産を管理する台帳等の整備、建物等の管理、財産の貸付・使用許可の状況

4 監査の方法

今回の監査は、財務に関する事務等の執行について、資料の提出を求め、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の結果

各監査項目ともおおむね良好に事務等の執行がなされており、公表すべき指摘事項はなかった。

なお、事務処理のなかには、現金領収帳の取扱いや備品の調達について、会計規則や物品会計規則等に定められた手続きがなされていないもののほか、記載誤りや記載もれなど注意を払うことにより防止できる事項が見られたので、これらについては、関係所属長に対処方を指導した。

今後においては、適切な事務処理に努められたい。

また、本市が事務局となっている補助金等交付団体については、おおむね本市の会計規則等に準拠した事務処理がなされており、特に指摘する事項はなかった。

6 監査意見

町内会加入促進事業における分譲マンション居住者への対策については、現在行っている意向調査の結果や加入率の高い他都市の状況等を踏まえ、効果的な取組みに努められたい。

また、町内会の集会所賃借料に対する支援についても検討されたい。

ひとり暮らし高齢者等安心通報システムについては、要件が緩和されたことや異常時に自動的に通報されるメリットなどを周知し、利用拡大に努められたい。

図書館の運営については、開館時間延長についてさらに市民への周知を図るとともに、高齢社会に対応した図書の実充にも努められたい。

図書館・科学館の設備管理業務については、競争性・公平性・透明性の観点から、契約方法について検討されたい。